

主要農作物種子法に関わる福岡県独自の条例制定を求める意見書

主要農作物種子法は1952年に制定され、日本の農業、食の安全を守ってきました。

稲・麦・大豆の品種開発と安定供給のために国や都道府県の公的役割が明確にされ、同法のもとで、稲・麦・大豆などの主要農作物の種子の生産・普及のための施策が実施され、農業者には優良で安価な種子が、消費者には安心でおいしい米などの農作物が安定的に供給されてきました。

しかし、2018年4月1日付で、国会において種子法が廃止されました。種子法の廃止によって、都道府県が行ってきた種子の改良や安定供給の取り組みに法的な裏付けがなくなり、今後、稲などの種子価格の高騰や、地域条件等に適合した品種の生産・普及などが衰退してしまうのではないかと不安が広がっています。さらに、地域の共有財産である「種子」を民間に委ねた場合、長期的には外資系事業者の独占や、改良された新品種に特許がかけられ、日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されています。

このことは、我が国の食の安全・安心、食料主権が脅かされることにつながり、県民にとっても大きな問題です。

種子法廃止法案の可決に当たっては、種子法が主要農作物種子の国内自給及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたことに鑑み、優良な種子の流通確保や引き続き都道府県が種子生産等に取り組むための財政措置のほか、特定企業による種子の独占防止などについて、万全を期すことを求める附帯決議がなされています。

よって、福岡県におかれましては、現行の種子生産・普及体制を生かし、本県農業の主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、農業者や消費者の不安を払拭するために、種子法にかわる福岡県独自の条例を制定されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月12日

福岡県直方市議会議長 中西 省三

福岡県知事 小川 洋 様